

第七回国会 建設委員會 議 録 第 十 九 号

昭和二十五年三月二十八日(火曜日)

午後零時十一分開議

出席委員

委員長 淺利 三朗君

理事 内海 安吉君 理事 江崎 真澄君

理事 田中 角榮君 理事 内藤 隆君

理事 天野 久君 理事 砂間 一良君

理事 笹森 順造君

大西 弘君 越智 茂君

瀬戸山三男君 高田 弥市君

宮原幸三郎君 田中織之進君

八百板 正君 小松 勇次君

増田 連也君 寺崎 覺君

出席政府委員

特別調達庁長官 根道 廣吉君

委員外の出席者

専門員 西畑 正倫君

専門員 田中 義一君

三月二十八日

委員前田榮之助君辞任につき、その

補欠として田中織之進君が議長の名

で委員に選任された。

三月二十七日

釜石市特別都市計画による火防操街

路の幅員縮小に関する請願(淺利三

朗君外一名紹介)(第一八六五号)

磐前川改良工事継続施行の請願(志

賀健次郎君紹介)(第一八六九号)

住宅金融に関する請願(村瀬宣親君

紹介)(第一八七四号)

同(國田直君紹介)(第一八七五号)

同(佐藤榮作君紹介)(第一九〇三

号)

同(吉武恵市君紹介)(第一九〇四

号)

同(青柳一郎君紹介)(第一九〇五

号)

同(角田幸吉君紹介)(第一九〇六

号)

同(安部俊吾君紹介)(第一九〇七

号)

同(佐々木東三君紹介)(第一九〇八

号)

同(原田雪松君紹介)(第一九〇九

号)

同(福永一臣君紹介)(第一九一〇

号)

同(坂田道太君紹介)(第一九一一

号)

同(松野頼三君紹介)(第一九一二

号)

同外一件(受田新吉君紹介)(第一九

五二二号)

同外二件(受田新吉君紹介)(第二〇

〇七号)

小田原、熱海及び伊東間県道を国道

に編入並びに舗装整備促進に関する

請願(畠山鶴吉君紹介)(第一九三三

号)

伊東国際観光温泉文化都市建設に関

する請願(畠山鶴吉君紹介)(第一九

三四号)

奈井江、浦臼両村間の石狩川に架橋

促進の請願(小平忠君紹介)(第一九

三九号)

生活協同組合住宅建設資金融資に関

する請願(上林與市郎君外二名紹介)

(第一九四三三号)

鈴鹿川水系諸河川上流に砂防工事施

行の請願(水谷昇君紹介)(第一九四

五号)

多西村管内地内鵜川砂防工事継続施

行の請願(並木芳雄君紹介)(第一九

七三三号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

小委員及び小委員長の選任に関する

件

連合審査会開会に関する件

連合国軍人等住宅公社法案(内閣提

出第一二二二号)

特別調達庁設置法の一部を改正する

法律案に関する説明聴取

〇淺利委員長 これより会議を開きま

す。

連合国軍人等住宅公社法案、内閣提

出、第一二二二号を議題といたします。

これにつきまして、前会において質

疑を終了いたしました。ただいま

瀬戸山委員より原案に対する修正案が

提出されております。この際提案者の

趣旨説明を求めます。瀬戸山委員。

〇瀬戸山委員 ただいま上程になつて

おります連合国軍人等住宅公社法案に

対して私は修正をするものであります

が、まずその修正の案文を朗読いたし

ます。

〔朗 読〕

連合国軍人等住宅公社法案に対

する修正案

連合国軍人等住宅公社法案の一部

を次のように修正する。

第七條に次の一項を加える。

2 都道府県、市町村その他これら

に準ずるものは、公社に対し地方

税を課することができない。但

し、飲産税、入場税、酒消費税、

電気ガス税、木材引取税及び遊興

飲食税、これらの附加税並びに遊

興飲食税割については、この限り

でない。

第十七條中「連合国軍最高司令官

の命令に基き」を削る。

附則第十一項を削る。

修正案についての趣旨を簡単に御説

明申し上げます。すなわち本法案の附

則第十一項は、地方税法の一部を改正

するということになつておるのであり

ますけれども、ここに予定されてお

ります地方税法は、ただいま衆議院に提

出されて地方行政委員会において審議

中であり、そこで本委員会にかか

つております本法案によつて、いまだ

成立いたしていません地方税法の一

部をこれを改正するということは、論

理上非常に不都合を生じますので、こ

の十一項を削り、第七條の第二項に、

ただいま読み上げました一項目を附加

した方がよろしい、こういう考えがら

この修正案を出したのであります。

さらにまた第十七條のうちに、「公社

は、第一條に掲げる目的を達成するた

め、連合国の最高司令官の命令に基

き、内閣総理大臣の定める計画及び指示に

従い、住宅の建設並びに当該住宅の連

合国軍人等への賃貸及び賃貸料の徴収

の業務を行う。」かよになつておりま

この「連合国軍最高司令官の命令に基

き」という字句は適當でない、かよう

に考えます。さらにこの字句がなく

ても、この法律の運用には支障がない、

かように考えますので、この字句を削

除した方がよろしい、この点につきま

しては、民主党の方からお申出があ

りましたので、私の修正案を提出い

したわけであり、何とぞ御賛成

をいただきます。〇淺利委員長

連合国軍人等住宅公社

法案中、瀬戸山三男君よりただいま提

出された修正案は、目下地方行政委員

会において審議中の地方税法と密接

な関係がありますので、すなわち地方

税法が改正になれば当然本修正事項も

再び修正を要するのであります。これ

については特別調達庁においても、地

方行政委員会と協議いたしてありま

す。なお地方行政委員会においても地

方税法の審議にあたり、連合国軍人

等住宅公社に対しては地方税の課税を

行わないよう当然考慮されるものと思

つておりますが、当委員会よりその

点について同委員会に連絡をいたして

おります。政府においても責任をもつ

て修正することになつておるのであり

ます。ただいまの修正案に対する関連

事項として一応御報告申し上げてお

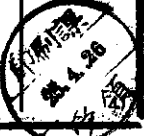
きます。

これより政府原案並びに瀬戸山委員

提出の修正案について一括討論を行

います。通告によつて順次これを許し

ます。田中角榮君。



合國軍人等住宅公社法案の原案に對しましては、たゞいま修正案提案者瀬戸山君が申し述べられました條項に對し多少の疑問を持つておつたのでありますが、この修正案が出されました以上、修正案並びに修正部分を除いた原案に對して、自由党を代表いたしました賛成の意を表します。

○淺利委員長 天野久君。

○天野久委員 議題となつております連合國軍人等住宅公社法案について賛成をいたすものであります。ただこゝに一言つけ加えておきたいことは、第九條におきまして公社のこの費用が國から支出される。こういうことになつておりますが、この点については他の公社等がこれに對して影響を及ぼすことのないように考慮を願いたいという意見をつけ加えて賛成をいたします。

○淺利委員長 田中鐵之進君。

○田中(鐵)委員 日本社会党を代表いたしました。本法案並びに修正案に對しまして、強い希望條件を付しまして、賛成の意を表するものであります。

まず今回の立法によりまして、従来日本側の建物が連合國軍人によつて使用されておりました分が解除されまして、それだけ日本の國民の利用率がふえるわけでございますので、われ／＼はこれには賛意を表する次第でございますが、こうした形において従来連合國軍人等の住宅の問題につきましては、予算の面におきましては、一方において終戦処理費の關係で従来も処理されて來ておつたのであります。今日予算面における終戦処理費がな相当多額に及んでおるのであります。

うした中に、この連合國軍人の住宅建設關係のものが含まれておらずに、今回日援助見返り資金の特別會計の資金の運用によつてこれらの住宅が建設されるということでございますが、われわれはこれは根本的に申しますならば、終戦処理費との關係において、さらに調整しなければならぬ問題が予算面において残つておるのではないかと、この点が考えられるのであります。

そういう点から、われ／＼はこの点について終戦処理費の予算の執行にあたりまして、特に政府當局において留意しなければならぬという点が一点でございます。ことに見返り資金の運用によつて、こうした連合國軍人の住宅が建設せられることに相なるのであります。根本的にこの見返り資金は本来日本の金でございますが、運用の面における自主性がきつてゐる。運用の面ではないかと思はれるような節々が多々あるものであります。そういう意味において見返り資金の運用の自主性の確保ということにつきましては、政府において、これは特に大藏當局の關係でありまして、十分自主性を確保するような方向に向つて、一般の努力をしなければならぬ。われ／＼はその意味において、今回の国内法規に「連合國軍最高司令官の命令に基き」云々の文字が入つておるのを削除することになりまして修正に對しましては、その意味からも賛意を表するものでございます。

なおたゞいま委員長から地方税との關係における報告がございましたが、これは現行法の地方税につきまして、全面的な改正案が別の委員会に提出されておるのであります。従つてこれが

まだ確定しない間に、一応四月一日実施期に關係がありますから、現行法を修正いたしました行われることに相なつたわけでありまして、今出ております新しい地方税法においても、この点が當然生かされなければならぬという点で、どちらかといへば手続上われわれは多少の疑義を持たざるを得ないのであります。今申し上げましたように実施期等の關係もありますので、以上三つの点についての強い希望條件を付しまして、本案に賛成するものであります。

○淺利委員長 次に砂岡一良君。

○砂岡委員 私は日本共産党を代表いたします。本案に對する見解を申し上げます。

まず最初に、先ほどの瀬戸山委員の修正案についてであります。この修正案につきましては賛意を表するものであります。この十七條の「連合國軍最高司令官の命令に基き」という字句を削除するといふ点についてであります。が、こういう言葉が国内立法の中に入つて來るといふこと自体に、私は日本政府が自主性を欠いておるという一つの大きな問題があると思つております。昨年の第五国会におきまして、米國對日援助見返り資金特別會計法案が提出されましたときに、やはりその條文の中にこれに似かよつたような言葉がありまして、そうして當時非常に問題になりつて削除されたのであります。それが、同じようなことが、またこの国内立法の中にこゝにこゝに出て來るといふことは、これは決して偶然の行きがかりではありませぬ。これは今の自由党の吉田内閣の性格というものが、實して現われておるようによつて考えられる。

こういう点につきましては、これは單なる字句ではありますけれども、しかなる今の政治全体を貫く、吉田内閣の自主性のない性格といふものが、はつきり現われておるというように思つておられます。この修正は非常に重要な意味を持つておると思つておられます。従つてこの点を削除するといふことにつきましては、私は全面的に賛成するものであります。

次に第七條の修正についてであります。この地方税との關係における個々の修正は、先ほど來他の委員の方からも申されましたように、手続上の問題でありまして、この点については大した問題はないと思つておられます。この修正についても賛成であります。

さて本案全体についてであります。が、本法案は、占領軍の需要に應ずるために、連合國軍人住宅公社なるものをつつて、見返り資金からの借入によつて住宅建設を行おうとするものであります。この見返り資金をどういふ方面に運用するといふ点につきましては、私は多分に疑義を持つものであります。と申しますのは、米國對日援助見返り資金特別會計法案の第一の目的のところにもはつきりうたつてあります。すなわち、見返り資金といふものは先ほど田中委員も申されましたように日本の金でありまして、そうして日本の經濟の復興あるいは平和的な目的のために使つておることがはつきり規定されておるのであります。そういう性質の資金がこゝにこゝに運用されるといふことは適當でないように思つておられます。もちろんこの住宅を建てたためには、これはたとへば終戦処理費なりという方面から支出されてしかるべき

ではないかといふのが、私どもの考え方でありまして、それからさらに本法案によりまして、公社の性格がきつてまいであります。すなわち公社の役員は、すべて特別調達庁の役員が兼ね、それは國家公務員ではありますけれども、その給料は公社からは支拂われない。公社はまた基本金を持つておらない。見返り資金からの借入金によつてすべてをまかなつて行くということになつておられます。ただしかしこの借入金住宅建設のためのみに支出せられるのであります。住宅の維持費であるとか、あるいは調度費であるとかいふようなものは終戦処理費から支弁され、また公社の事務費は特別調達庁の庁費から、その他の運営は國の予算からといふ、經理の面におきましても一貫性を欠いておる。またこの見返り資金からの借入金の限度あるいはその償還方法についても、何らはつきりした規定が法文に書いてありません。内閣總理大臣の計画、指示でいくらでも増額擴張できるような仕組みになつておるのであります。かように公社は公社としての獨立性をまったく持つていないといつてもいいと思つておられます。従来この占領軍の需要に對しては、特別調達庁が終戦処理費をもつて調達支弁して參つたのであります。國の予算は國會に對してその内容を明らかにすべきが當然であります。が、終戦処理費はその点においてははだ明確でないところがあるように思つておられます。今年はこの終戦処理費は一千九百億に上り、實質上は昨年度よりも増額されておるのであります。しかるに性格のはつきりしないぬえみたいな公社をつつて、わざ／＼見返り資

金からの借入れをやつて住宅建設をやるといふ意図が、国民にはつきりわからないのであります。政府は終戦処理費から支出すれば国民の負担が増すから、見返り資金の借入れによつてまかなうのだといふふうに説明しておるのではありませんが、この見返り資金にしても、阿波丸協定の了解事項にもありますように、将来国民が税金をもつてアメリカ政府に返済しなければならぬ有効な債務になるといふ点においては、国民の負担となるといふ点においては、何らかの補償はないのであります。してみれば、この見返り資金からの借入れによる住宅公社の設立といふことは、直接国民の負担になる終戦処理費の龐大さを隠すものと言われれば、しかたがないと思ふのであります。公社の本年度の住宅建設はさしたつては二千戸でありまして、その資金は一億五千二百億五千万円を予定しているとのことであります。しかしこの金額は設計変更等の場合、予算を超過して支出することが許されておりました。将来いくらかでも増額できるようなことになつております。しかもこの借入金償還計画についてはつきりした計画がない。政府委員の御説明によりまして、貸付料をとつて将来十二箇年間にわたつて元利を償還して行くといふ計画でありまして、しかししもその間に平和條約ができて、占領軍が日本から撤退して行つたという場合におきましては、この家賃収入というものは一応なくなつてしまふわけでありまして、そういう場合に、この公社の経理をどうするかといふことにつきまして、何ら計画もなければ、対策も立てておらない。政府委員の御説明を聞き

ますと、いずれそのときになつて考えたらよからうといふような、まつたく行当りばつたりで、一貫した計画がない、そういう点においても非常に欠けるところがあると思ふのであります。また本年度の建設計画は二千戸といふことになつておりますけれども、外国通信によりますと、シャーマン米海軍作戦部長は、今後二年間に四千戸の住宅を日本に建設すると発表している。そうであるから、明年度以降に占領軍住宅をいずれの地点に建設するかといふことは、公式にはまだ発表されておられません。しかし二月二十一日の読売新聞に載つたところのINSのジョン・リッパ氏の報道によれば、三澤、横田、立川、板付の重要空軍基地、神奈川県の座間等の米軍高射砲部隊、横須賀の海軍基地等があげられております。ジョン・リッパ氏はさらにこういふことも言つております。東京の米軍住宅は不足しているにもかかわらず、最初の二千戸の計画の中に東京が含まれていないといふことはきわめて意味深いものがある。すなわちこれらの報道によれば、本法案はまことに重大な意義を持つものであると考へざるを得ないのであります。しかもこういう重要法案でありながら、委員会の審議はきわめて不十分でありまして、これを先週の木曜の夕方提案されまして、翌日金曜日の日に、わずか一時間か二時間くらいしか質疑がなされなかつた。そして今日今日の討論になつたわけでありまして、実質上の審議の期間はいくつかの重要な意味を持つておらない。これはどの重要な意味を持

ておる法案でありながら、こういうふうな点につきまして十分な審議も盡されなかつた結果、本法案の詳細については、国民が相当の疑惑の目を向けるのは当然ではないかと思はれるのであります。今日日本国民は、ボツダム宣言に基いて日本を非軍事化し、これによつて世界平和に貢献することを衷心から希望しておるのであります。このときにあたり、国会が国民の希望に反するがごとき報道のある本法案を、十分に審議も盡さずに議決しようとするのことに對しまして、私は絶対に反対するものであります。

○淺利委員長 次に佐藤順造君。

○佐藤委員 私は国民協同党を代表いたしまして、ただいま議題となつております連合軍人等住宅公社法案を、これに對する一部修正案の通りとして簡単に賛成の意を表したいと思ひます。講和條約締結前のわが国の置かれておりました現状に照し、わが国家の生活様式と連合軍人の生活様式との状況にかんがみまして、その必要上本法案の提出せられた意味に對しては、私も同意をしなければならぬと思ふのであります。さらにまた終戦直後の冷感なる占領政策の方針が、漸次平和的な民政的面へと移行して参りました一つの現われとして、この法案が具現せられる方向にあるものと認めるものであります。こういう意味において、対日援助見返り資金がこの公社運営の収入の面にあてられて来たことに對しては、一面において私も希望する方向へと来ておるものと納得するのであります。しかもまたこの公社の経理が、最終段階においてやはり相當なる考慮が拂われて、有利なる結果を見る

ような心組みが、最初からその家賃等において収入せられるといふ意図に置かれておられることについても、やはり私も同意を表明しなければならぬと思ひます。対日援助見返り資金の資金をいかなる方向に用いることが、わが国の今後の財政運営について、あるいはまた國家經濟について影響を及ぼすかといふことについては、いろいろ意見もあるようであります。またこれに對しては、私も国会として主張すべき方法が、別に残されておることとはもちろんであります。しかしこの段階において、ただいまこの法案の出したという状況においては、これを私も賛成することが適當であると思ひます。

以上の理由によりまして、この提案に賛成するものであります。

○淺利委員長 次に寺崎覺君。

○寺崎委員 私は農民協同党を代表して、本法案は日本の現状においてはやむを得ない措置として修正案に賛成をいたすものであります。

○淺利委員長 お諮りいたします。これにて討論は終局をいたすに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺利委員長 御異議なしと認めます。よつて討論は終局いたしました。

採決いたします。まず瀬戸山委員提案の各派共同修正案について採決を行います。修正案に賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○淺利委員長 起立総員。よつて修正案は可決せられました。

次に修正部分を除いた政府原案につ

き賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○淺利委員長 起立多数。よつて本案は修正議決せられました。

お諮りいたします。本案に関する報告書の作成並びに提出手續等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺利委員長 御異議がなければさよう決めます。

○淺利委員長 次に連合審査會開會に關しましてお諮りいたします。ただいま内閣委員會に付託になっております北海道開港法案、大蔵委員會に付託になっております、旧軍港市轉換法案、及び昭和二十五年災害復旧事業費國庫負担の特例に關する法律案に關しては、當委員會といたしましても、かねてより関心を有しておる案件でございます。つきましては、衆議院規則第六十條により、該委員會にそれ／＼連合審査會開會を申し入れたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺利委員長 御異議がなければさよう決めます。

○淺利委員長 次にただいま特別調査の長官が御出席になつておりますので、ただいま内閣委員會に付託になっております、特別調査設置法の一部を改正する法律案について、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺利委員長 御異議がなければさよう決めます。それでは本案について、当局より説明を願ひます。

○根道政府委員 特別調達庁設置法は、昨年の六月一日から施行になったものでありますが、その後多少の情勢の変化がありましたので、本改正を必要とするに至りました次第でありまして、その概要を申し上げます。

第一は、審議会に関する規定を設けた点でありまして、特別調達庁には従来五つの審議会がありました。これを三つに整理して、今度設置法に入れることにいたしましたわけでありまして、

第二は、来年度から終戦処理費の所管が、大蔵省所管から総理府所管に移ることになりましたので、これに必ず規定を各部の所掌事務中に規定したことであります。

第三は、東京の特別調達庁を調達に関する企画立案、及び地方局の指導監督に専念する本庁と、調達の現業を行う東京調達局とに分離したことであり

ます。従来特別調達庁本庁は、全国の約四割にわたる調達の現業と、地方局の監督とをあわせ行っておりましたが、本庁が多量の現業事務をみずから行うことは、適当でないと思ひまして、本庁の従来の五部制を四部制に圧縮して、企画立案と地方局の指導監督に専念する簡素強力な機構とし、別に東京の大部分の職員をもつて、現業に専念する東京調達局を置くこととしたわけであり

ます。第四は、従来附則に規定してあつた地方局の管財部の名称を管財部に改め、これを第十六條中に移し、接收不動産事務、特に解除不動産補償事務と解除財産処理事務に万全を期することとしたのであります。

第五は、附則に旧法による特別調達

庁の職員で、特別調達庁設置法による新機構に引継いだ職員の、勤務年月数を恩給年限に通算することとしたこと

であります。以上大体の御説明を申し上げたわけであり

ます。

○淺利委員長 ただいま当局よりの御説明によつて、本案は当委員会として、特に合同審議を申し込む必要はないかのように存じますが、このまま合同審議を申し込まぬことにいたしました。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺利委員長 御異議がなければ申し込まないことにいたします。

○淺利委員長 次に田中委員より発言を求められております。田中君。

○田中(角)委員 かねて当委員会に付託せられ審議中でありました、熱海、伊東温泉都市建設法案につきまして、

は、さきに別府温泉都市法案の衆議院通過に際しまして、この種法案の整理について、基準法のごときものを設けることが至当であるとの意見が多数であつたのであります。よつて当委員会といたしましては、同法案審議に

対しましては、ただ温泉都市のみにとどまらず、国際文化観光都市建設基準法ともいへば法案の起草を行うため、国際文化観光都市に関する小委員会を設置せられ、慎重かつすみやかに審議せられんことを願ひます。

○淺利委員長 ただいま田中委員より、国際文化観光都市建設法に関する小委員会設置の動議が提出せられました。

お諮りいたします。本小委員会を設

置するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺利委員長 御異議なければ小委員会を設置することに決しました。

なお小委員の数並びに委員の選任及び小委員長はいかがとりはからいまいし

ようか。

○田中(角)委員 委員の数は十一名となし、委員並びに小委員長は、前例により委員長において指名せられんことを望みます。

○淺利委員長 田中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺利委員長 それではさう決しました。

それでは指名申し上げます。

瀬戸山三男君 淵上房太郎君

田中 角榮君 内海 安吉君

江崎 真澄君 淺利 三朗君

天野 久君 小松 勇次君

上林與市郎君 砂間 一良君

笹森 順造君

以上十一名にお願いいたします。小委員長は瀬戸山三男君にお願いいたします。

それでは、本日はこれをもつて散会いたします。

午後零時四十八分散会

〔参照〕

連合国軍人等住宅公社法案(内閣提出)

出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕